資料４－３

第６期障がい福祉計画構成案（成果目標）

＊第５期目標値の＜　＞書きは、国の目標値を記入。

第５期北海道障がい福祉計画 （成果目標）	第６期北海道障がい福祉計画（案） （成果目標）
平成３２年度の成果目標	令和５年度の成果目標
１　福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	１　福祉施設の入所者の地域生活への移行目標
・地域生活移行者数 平成28年度末の入所者数の３．８％以上　〈9%〉	・地域生活移行者数 令和元年度末の入所者数の６％以上
・施設入所者数の減少見込み 平成28年度末の入所者の２％以上削減	・施設入所者数の減少見込み 令和元年度末の入所者の１．６％以上削減
２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標
・入院後３か月時点の退院率６９％以上	・入院後３か月時点の退院率６９％以上
・入院後６か月時点の退院率８４％以上	・入院後６か月時点の退院率８６％以上
・入院後１年時点の退院率９０％以上	・入院後１年時点の退院率９２％以上
・１年以上の長期入院患者数(65歳未満)削減	・１年以上の長期入院患者数(65歳未満)削減
・１年以上の長期入院患者数(65歳以上)削減	・１年以上の長期入院患者数(65歳以上)削減
	・【新】精神病床からの退院後の１年以内の地域における平均生活日数の上昇　３１６日以上
３　地域生活支援拠点の整備目標	３　地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に係る目標
・21障がい保健福祉圏域内に1か所以上整備 ＜各市町村又は各圏域に設置に1か所以上整備＞	・21障がい保健福祉圏域内に１か所以上確保しつつ、年１回以上運用状況を検証、検討
４　福祉施設から一般就労への移行目標	４　福祉施設から一般就労への移行目標
・平成28年度の一般就労移行者の１．５倍以上	・平成28年度の一般就労移行者の１．２７倍以上
・平成28年度の就労移行支援利用者の２割以上増加	・平成28年度の就労移行支援利用者の１．３倍以上
・就労移行率が３割以上の就労移行支援事業の割合を５割以上	・削除
	・【新】就労継続支援A型事業は、令和元年度の移行実績の概ね１．２６倍以上 ・【新】就労継続支援B型事業は、令和元年度の移行実績の概ね１．２３倍以上
・就労定着支援開始から１年後の職場定着率を８割以上	・削除
	・【新】就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用する ・【新】就労定着率が８割以上の事業所を７割以上
・目標工賃（都道府県の工賃向上計画） ・優先調達方針に基づく調達目標金額	・目標工賃（都道府県の工賃向上計画） ・優先調達方針に基づく調達目標金額

第５期北海道障がい福祉計画（成果目標）	第６期北海道障がい福祉計画（案）（成果目標）
（都道府県の方針） ・障がい者に対する職業訓練の受講者数 ・福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 ・公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	（都道府県の方針） ・障がい者に対する職業訓練の受講者数 ・福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 ・公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数
５　障がい児支援の提供体制の整備目標 ・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置 ・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置 ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置	５　障がい児支援の提供体制の整備目標 ・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置 ・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備 ・【新】都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置 ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネータを配置する。
	６　【新】相談支援体制の充実・強化等 ・市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制を確保
	７　【新】障害福祉サービス等の質の向上 ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の構築